

# 第6章

## 景観検討の進め方

## 6-1. 公共事業実施の際の景観検討手順

山梨県における公共事業景観検討は、「公共事業景観検討実施要領」を参考に行います。(県土整備部では、適用します。)対象事業は、「公共事業景観検討実施要領」における景観アドバイザー会議の対象事業等とし、自己点検チェックシートに従い、事業概要や関係法令チェックを行った後、景観アドバイザー会議に諮問します。会議結果をもとに成果の取りまとめを行ないます。

公共事業景観カルテや自己点検チェックシート、景観アドバイザー会議の資料は、構想から設計・施工の各段階に確実に引き継ぐこととし、維持管理段階における小規模な補修においても、手順に従い公共事業景観検討を行ないます。

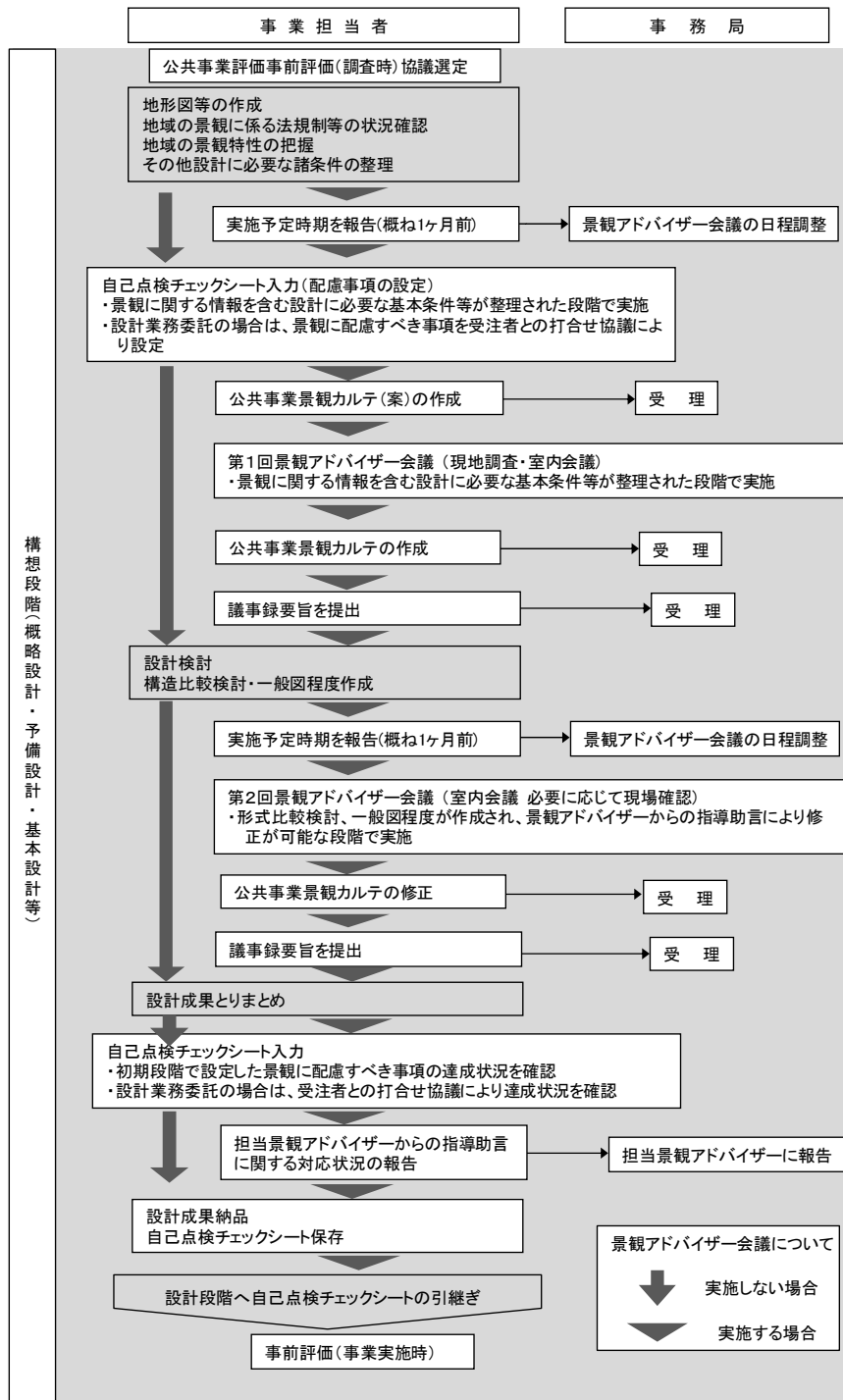


図 6.1 公共事業景観検討実施手順の例：構想段階（概略設計・予備設計・基本設計等）

## 6-2. 発注方式（プロポーザル方式等）によるデザインの活かし方

美しい公共施設の景観形成のためには、標準設計の適用を中心とした技術ではなく、個別の道路や箇所に関わる景観、環境、コスト、施工性等の状況を総合的に検討して、計画・設計・施工等を行っていく技術が必要です。設計、施工等では、外部（民間）への委託を行う部分が大きいため、その入札・契約において技術力の高い業者が選定されるよう留意するとともに、入札参加者が技術力を十分発揮できるようなインセンティブの付与に留意する必要があります。

景観アドバイザー会議の対象事業など特に景観に配慮すべき地域における設計・調査業務などの発注においては、プロポーザル方式の導入を行うなど、民間の技術が生かせる調達方法を検討します。プロポーザル方式による調達を行おうとする際には、『建設コンサルタント業務におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン』（調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会）などを参考とします。

## 6-3. 地域毎の景観に配慮すべき事項

山梨県内の地域毎の景観に配慮すべき事項については、美しい県土づくりガイドラインにおける「第3章 景観形成の基本姿勢」－「3-3. 地域別景観形成方針」を参照しつつ、現時点での各地域それぞれの特徴及び課題を丁寧に整理したうえで、景観形成方針の再考をすることが望まれます。